

建設労働者確保育成助成金のお知らせ

従業員が次の講習を受けた場合、1人につき1日7,600円～6,650円と経費(受講料などの75%～60%)が支給されます！

- ・ 足場の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- ・ 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- ・ コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習

- ・ 車両系建設機械(整地・掘削等)運転技能講習
- ・ 高所作業車運転技能講習
- ・ 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
- ・ 不整地運搬車運転技能講習

- ・ 小型車両系建設機械の特別教育
- ・ ローラ運転の特別教育
- ・ 足場の組立て等の業務に係る特別教育

● 受給の要件

- ① 資本金若しくは出資金額が3億円以下、または、常用労働者数が300人以下の建設業で、労働保険の雇用保険に加入していること。
- ② ①の事業所の雇用保険料率が、12 / 1000 であること。
- ③ ①、②に該当する事業所の労働者で、雇用保険被保険者が受講し、かつ、受講当日の賃金が支払われていること。

※上記の要件(①～③)を全て満たす場合が対象となりますが、その他の要件等により、助成の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

(ご不明の点がありましたら、宮崎労働局職業安定部にお問い合わせ下さい。)

問い合わせ先・申請書類提出先

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 合同庁舎内
宮崎労働局 職業安定部 TEL 0985(38)8824

建設労働者確保育成助成金の手続きの流れ図

宮崎労働局に講習開催日の2か月前から1週間前までに、「計画届」(様式第2号)と計画届書類チェックリストを提出 (郵送可)

〔 計画届の様式第2号とチェックリストは当支部のホームページからダウンロードできます。 〕

建災防宮崎県支部が開催する講習会を受講

建災防に支給申請内訳書 (様式第17号別紙1)を提出

〔 様式第17号別紙1は、当支部の ホームページからダウンロードできます。 〕

建災防は様式第17号別紙1の「受講証明」等を記載し、カリキュラム等とあわせて会社に返送

会社は様式第17号等とあわせて、他の必要な書類を宮崎労働局に提出

〔 労働局に提出する必要な書類は、当支部のホームページに掲載している「助成金のご案内」を参考にするか、または、宮崎労働局にお問い合わせ下さい。 〕

宮崎労働局は書類を審査し、支給・不支給の決定を行う

支給の決定があれば、宮崎労働局より会社に助成金が振り込まれる

〔注意点〕

- (1)助成金は講習会終了後2ヶ月以内に申請しないと支給されません。
- (2)支給・不支給の審査と決定、助成金の支払いは、宮崎労働局が行います。建災防は受講証明等を行うのみです。